別表

北海道	札幌社会保険総合病院、北海道社会保険病院及び北海道社会保険介護老人保健施設
宮城県	仙台社会保険病院、東北薬科大学病院、宮城社会保険病院及び宮城社会保険介護老人保健施設
秋田県	秋田社会保険病院及び秋田社会保険介護老人保健施設
福島県	社会保険二本松病院及び二本松社会保険介護老人保健施設
栃木県	宇都宮社会保険病院及び宇都宮社会保険介護老人保健施設
群馬県	社会保険群馬中央総合病院及び群馬社会保険介護老人保健施設
埼玉県	社会保険大宮総合病院、埼玉社会保険病院及び埼玉社会保険介護老人保健施設
千葉県	千葉社会保険病院及び千葉社会保険介護老人保健施設
東京都	社会保険中央総合病院及び社会保険蒲田総合病院
神奈川県	社会保険横浜中央病院及び社会保険相模野病院
石川県	金沢社会保険病院及び金沢社会保険介護老人保健施設
福井県	福井社会保険病院、福井社会保険介護老人保健施設、社会保険高浜病院及び高浜社会保険介護老人保健施設
山梨県	社会保険鰍沢病院及び鰍沢社会保険介護老人保健施設
静岡県	三島社会保険病院、三島社会保険介護老人保健施設及び社会保険桜ヶ丘総合病院
愛知県	社会保険中京病院及び中京社会保険介護老人保健施設
三重県	四日市社会保険病院及び四日市社会保険介護老人保健施設
滋賀県	社会保険滋賀病院及び滋賀社会保険介護老人保健施設
京都府	社会保険京都病院
大阪府	星ヶ丘厚生年金病院
兵庫県	社会保険神戸中央病院、神戸社会保険介護老人保健施設及び社会保険神戸中央病院付属ハーバーランド健康管理クリニック
奈良県	奈良社会保険病院
山口県	社会保険下関厚生病院及び下関社会保険介護老人保健施設
徳島県	地方独立行政法人徳島県鳴門病院
愛媛県	宇和島社会保険病院及び宇和島社会保険介護老人保健施設
高知県	厚生年金高知リハビリテーション病院
福岡県	健康保険直方中央病院、社会保険久留米第一病院及び久留米社会保険介護老人保健施設
熊本県	健康保険熊本総合病院

最低賃金の改正決定に関する公示

茨城労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、**茨**城県最低賃金（昭和55年**茨**城労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成25年９月20日

茨城労働局長　中村　俊一

第４号中「１時間699円」を「１時間713円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、埼玉県最低賃金（昭和55年埼玉労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成25年９月20日

埼玉労働局長　代田　雅彦

第４号中「１時間771円」を「１時間785円」に改める。

神奈川労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、神奈川県最低賃金（昭和55年神奈川労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成25年９月20日

神奈川労働局長　久保村日出男

第４号中「１時間849円」を「１時間868円」に改める。

奈良労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、奈良県最低賃金（平成７年奈良労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成25年９月20日

奈良労働局長　荒川あや子

第４号中「１時間699円」を「１時間710円」に改める。

長崎労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、長崎県最低賃金（昭和55年長崎労働基準局最低賃金公示第９号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成25年９月20日

長崎労働局長　小鹿　昌也

第４号中「１時間653円」を「１時間664円」に改める。

大分労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、大分県最低賃金（昭和55年大分労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成25年９月20日

大分労働局長　浅田　和哉

第４号中「１時間653円」を「１時間664円」に改める。

統　　計

機械受注統計調査報告（平成25年７月）（実績）

内閣府経済社会総合研究所

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

昭和62年４月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

平成23年４月調査より、日本標準産業分類の改定（平成19年11月）に準拠して、需要者分類を変更した。なお、公表については季節調整に必要なデータが蓄積されるまでの当分の間、従来の分類と接続可能な移行表章による。この間、新分類による計数は統計表のなかで参考表章する。また、機種分類の「通信機」に含まれていた「携帯電話」を調査対象から外した。

主要需要者別機械受注額

（単位：億円、％）

	平成24年７～９月	10～12月	平成25年１～３月	４～６月	平成25年４月	５　月	６　月	７　月
受注総額	54,382	56,379	60,410	62,406	20,267	22,696	19,443	20,291
	（－8.4）（　3.7）（　7.1）（　3.3）（－14.2）（　12.0）（－14.3）（　4.4）							
	〔－8.3〕〔－9.7〕〔－5.3〕〔　4.7〕〔－4.3〕〔　18.1〕〔　2.7〕〔　5.3〕							
民需	25,526	25,341	25,477	26,754	8,411	9,455	8,888	9,192
	（－2.2）（－0.7）（　0.5）（　5.0）（－12.4）（　12.4）（－6.0）（　3.4）							
	〔－7.1〕〔－5.6〕〔－2.0〕〔　2.5〕〔－10.5〕〔　15.5〕〔　4.8〕〔　3.6〕							
〃（船舶・電力を除く）	21,715	21,546	21,539	22,999	7,233	7,992	7,774	7,772
	（－1.3）（－0.8）（－0.0）（　6.8）（－8.8）（　10.5）（－2.7）（－0.0）							
	〔－4.6〕〔－0.8〕〔－4.6〕〔　6.4〕〔－1.1〕〔　16.5〕〔　4.9〕〔　6.5〕							
製造業	9,031	8,550	8,407	8,875	2,862	2,971	3,042	3,187
	（－3.0）（－5.3）（－1.7）（　5.6）（－7.3）（　3.8）（　2.4）（　4.8）							
	〔－9.5〕〔－11.1〕〔－12.1〕〔－4.2〕〔－9.8〕〔－6.2〕〔　2.4〕〔－2.0〕							
非製造業（船舶・電力を除く）	12,772	13,491	13,072	14,701	4,472	5,607	4,623	4,624
	（－0.3）（　5.6）（－3.1）（　12.5）（－6.0）（　25.4）（－17.5）（　0.0）							
	〔－1.3〕〔　7.4〕〔　2.8〕〔　14.1〕〔　4.8〕〔　34.3〕〔　6.6〕〔　13.0〕							
官公需	7,202	6,942	6,949	8,668	2,485	3,599	2,584	2,917
	（－6.3）（－3.6）（　0.1）（　24.7）（－6.3）（　44.8）（－28.2）（　12.9）							
	〔　18.1〕〔－1.5〕〔－6.9〕〔　7.4〕〔－8.0〕〔　51.1〕〔　0.7〕〔　23.5〕							
外需	20,593	21,246	23,670	24,837	8,217	9,066	7,553	7,660
	（－10.5）（　3.2）（　11.4）（　4.9）（－19.9）（　10.3）（－16.7）（　1.4）							
	〔－18.0〕〔－16.5〕〔－8.8〕〔　7.8〕〔　6.7〕〔　17.1〕〔　0.1〕〔　4.4〕							